

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年八月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県蕨市中央六丁目三番十の一部）

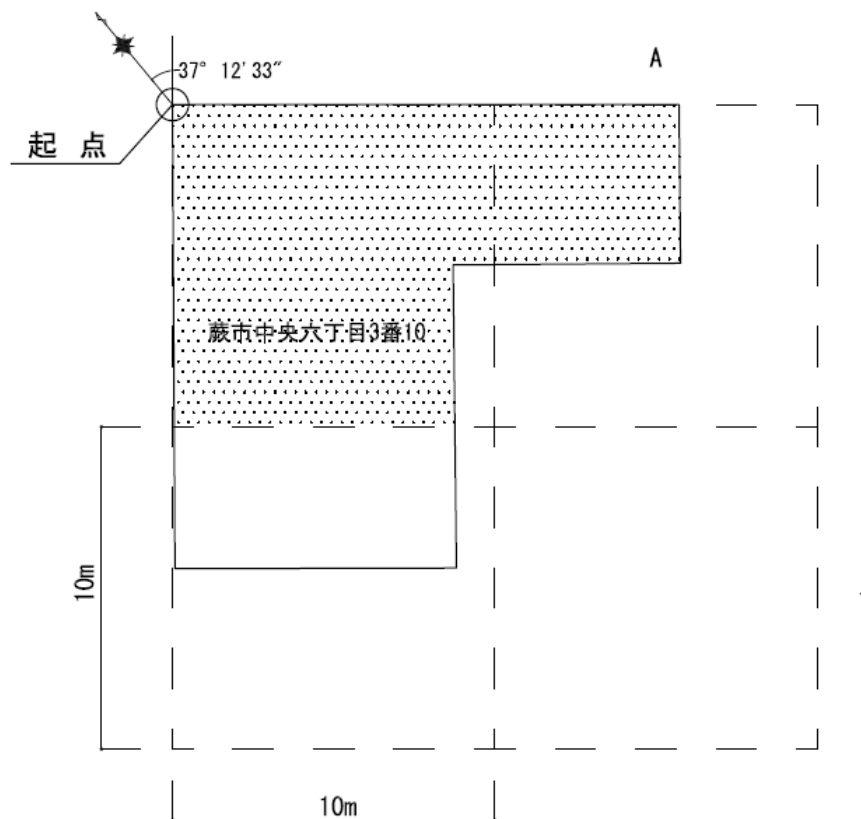
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、テトラクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



【起 点】

起点は、蕨市中央六丁目3番10の最北端とする。

【凡 例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 要措置区域

【格子の回転角度:37度12分33秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。